

特記仕様書（車両系機械地拵）

作業種	適用林小班	仕様		
		筋置		
		植幅 ○m以上	置幅 ○m以内	
新植車両系 機械地拵	101 に①③	4.0m	3.0m	

※植幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離（斜距離）に直した距離とする。

特記仕様書（車両系機械地拵）

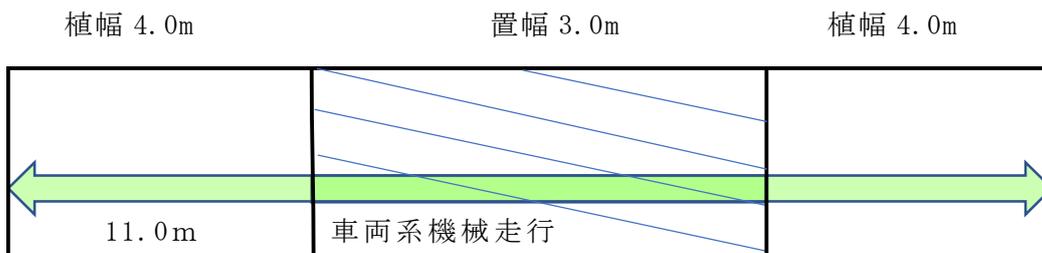
- 1 末木枝条の処理
 - （1）作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサ等の車両系木材伐出機械及びバックホー等（以下「車両系」という。）を使用して行う。
 - （2）植幅・置幅は、標準図（車両系機械地拵）のとおりとし、植筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。
 - （3）末木枝条を集積する場合、車両系が移動できるように、概ね50mに1箇所程度に通路（無集積箇所）を設ける。
 - （4）植幅内の車両系の走行は1回程度とし複数回の走行は極力避ける。
 - （5）地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は監督職員の指示に従う。
- 2 伐根の処理

車両系走行の支障となる伐根切り下げを行う。
- 3 天然の有用稚幼樹の処置

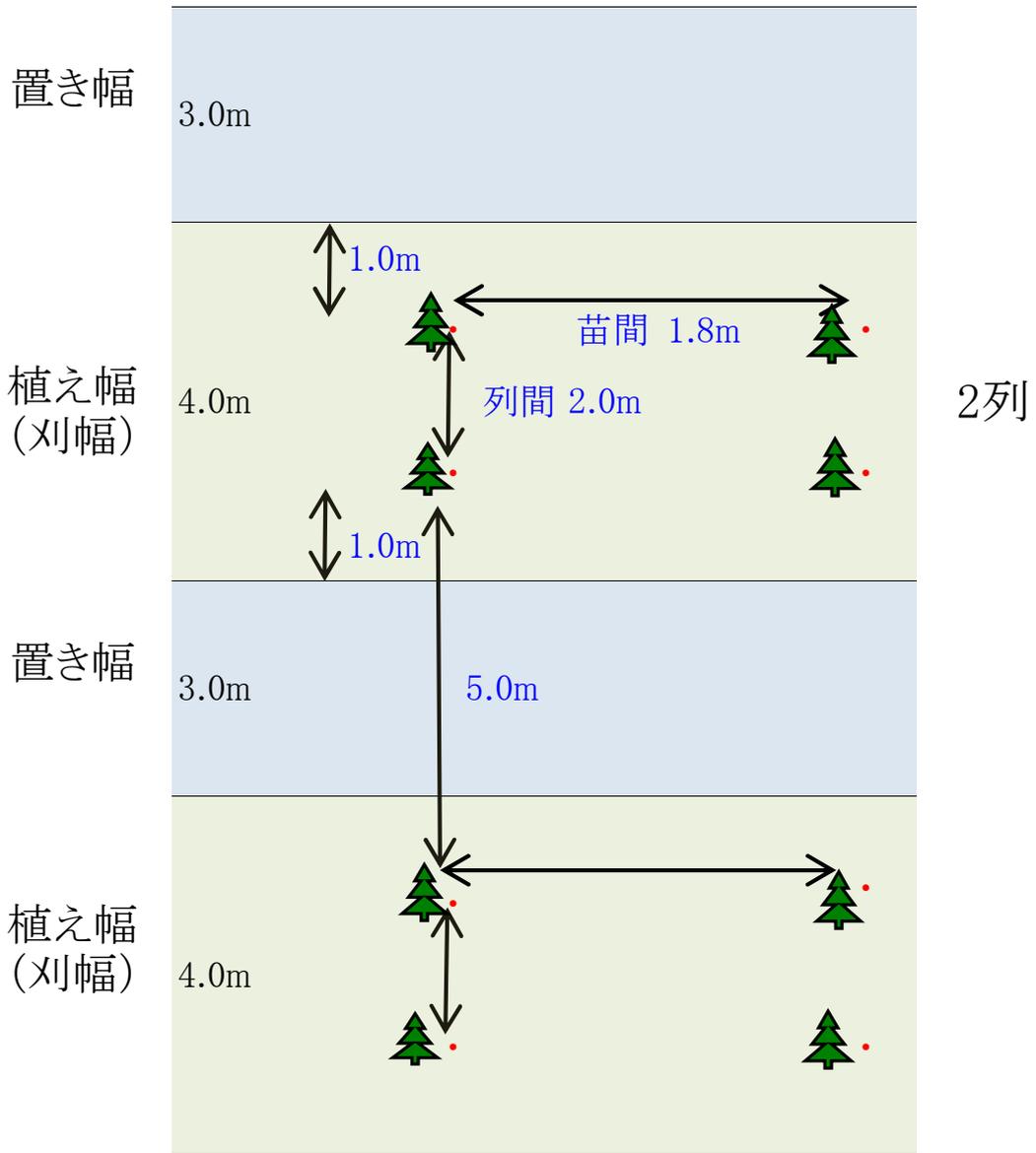
天然の有用稚幼樹は、作業の支障になるものを除きすべて保残する。
- 4 功程調査協力

国及び県等の研究機関等の調査に協力すること。

標準図（車両系機械地拵）



植付標準間隔図



植付本数 1600本/ha